

北海道根室振興局告示 第48号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)(以下「規則」という。)第5条第1項第17号の機船船びき網漁業(ちか)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数、船舶の総トン数及びその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年11月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
機船船びき網漁業(ちか)	根海共第20号共同漁業権漁場区域	毎年 1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月31日まで	9隻	総トン数5トン未満 ただし、操業区域における 共同漁業権行使規則におい て、魚種ごとに定められた 総トン数と異なる場合は、 当該規則に定める船舶総ト ン数とする。	ア 根室振興局管内に住所を有する者 であること。 イ 操業区域に対象とした魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む 場合は、当該漁業権又は組合員行 使権を有する者であること。	令和5年11月1日から 令和5年11月30日まで	〔許可の有効期間〕 令和6年1月1日から令和8年12月31日まで 〔起業の認可の有効期間〕 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで なお、規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から上記に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 〔申請書の提出先〕 根室振興局産業振興部水産課 〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (2) ちか以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。 (3) 次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはななきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ べにずわいがに キ さけ・ます ク えび類 ケ つぶ類 コ たこ (4) 7月11日から9月20日までの間になまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5) 定置網漁業、小型定置網漁業、底建網漁業及び刺し網漁業の漁具が設置してある場所から200メートル以内の範囲においては操業してはならない。 (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	根海共第26号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上	同上	〔許可の有効期間〕 同上 〔起業の認可の有効期間〕 同上 〔申請書の提出先〕 同上 〔許可の条件〕 同上
同上	根海共第28号共同漁業権漁場区域	同上	6隻	同上	同上	同上	〔許可の有効期間〕 同上 〔起業の認可の有効期間〕 同上 〔申請書の提出先〕 同上 〔許可の条件〕 同上

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
同上	根海共第23号共同漁業権漁場区域及び根海共第24号共同漁業権漁場区域 ただし、規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	同上	10隻	同上	同上	同上	<p>〔許可の有効期間〕 同上</p> <p>〔起業の認可の有効期間〕 同上</p> <p>〔申請書の提出先〕 同上</p> <p>〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2) ちか以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。</p> <p>(3) 次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに キ さけ・ます ク えび類 ケ つぶ類 コ たこ</p> <p>(4) 7月11日から9月20日までの間になまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(5) 定置網漁業、小型定量網漁業、底建網漁業及び刺し網漁業の漁具が設置してある場所から200メートル以内の範囲においては操業してはならない。</p> <p>(6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(7) 規則第33条第1項に基づく別表第3で定める1から22までの点を順次に結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。</p> <p>ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りでない。この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長へ報告しなければならない。</p>